様式第１号（規則第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）
倉吉市長

申請者　住所
氏名
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助金等交付申請書

倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第５条の規定により申請します。

記

１　補助事業等の名称　　倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金
２　算定基準額（見込み）　　円
３　交付申請額　　円
４　添付書類
（１）　実施計画書
（２）　収支予算書（に準ずる書類）

様式第２号（第５条、第９条関係）

事業計画書（事業報告書）

１　補助事業等の名称

２　事業の内容

３　着手（予定）年月日　　年　　月　　日

４　完了（予定）年月日　　年　　月　　日

５　事業の実施方法（直営、請負、委託等の別）

６　暴力団等との関係

□申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しません。

７　添付書類

※　見積書（領収書）の写し等の経費の額を説明できる書類、許可書の写し等の事業の実施に必要な手続の状況が説明できる書類、パンフレット・報道資料の写し等の事業内容を説明できる書類、台帳その他の関係する帳簿の写し等

様式第３号（第５条、第９条関係）

収支予算書（収支決算書）

１　収入の部（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）　（単位：円※１）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※２(イ) (予算額(イ))	増減(ウ＝アーイ)	備考
倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金				
計				

２　支出の部（計の額が１収入の部の計の額と一致すること。）　（単位：円※１）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※２(イ) (予算額(イ))	増減(ウ＝アーイ)	備考
計				

※１　収支予算書の場合は、事業の内容に応じて、千円とすることができること。

※２　収支予算書の場合は、前年度予算（決算）額等の予算額と対比すべき額又は空欄とすること。

※３　１収入の部・２支出の部のそれぞれで項（行）が不足する場合は、これを追加すること。

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

様

倉吉市長

年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業　　倉吉市観光客等受入環境整備支援事業

２　交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）　算定基準額　　金　　円

（２）　交付決定額　　金　　円

３　交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱（令和６年10月25日倉吉市経済観光部長決裁。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

４　補助規程の遵守・その他の条件

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第５号（規則第17条関係）

年　　月　　日

（宛先）
倉吉市長

申請者　住所
氏名
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助金等実績報告書

年　　月　　日付倉　　第　　号で交付決定のあった倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金の実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第１項の規定により報告します。

記

１　補助金等の名称　　倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金

	算定基準額	交付決定額
交付決定（ア）		
実　　績（イ）		
差　　引（ウ＝アーイ）		
添付書類	１　事業報告書 ２　収支決算書（に準ずる書類）	

様式第６号（第10条関係）

年　　月　　日

様

倉吉市長

年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金概算払通知書

年　月　日　第　　号で交付決定のあった令和８年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

１　補助金の名称　倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金

２　交付決定額　　円

３　概算払の額　　円

４　請求書の提出　補助事業者は、概算払を受けたい場合は、　月　日までに補助金等支払請求書を提出してください。

５　精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（交付決定又は変更承認のあった額が限度となります。以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

様式第７号（第11条関係）

年　　月　　日

様

倉吉市長

年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付額確定通知書

年　月　日　第　　号で交付決定のあった倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第１項の規定に基づき、通知します。

記

１　補助金の名称　倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金

２　確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

（１）　確定交付額　　金　　円

（２）　算定基準額　　金　　円

（３）　交付決定額　　金　　円

３　補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第２項において適用する同条第１項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第２項、第23条第１項及び同条第４項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

４　補助金の支払予定日　　年　　月　　日